



**記者発表資料**  
 令和8年2月24日(火)  
**日高市**  
 健康推進部 保険年金課  
 国民年金・医療費担当  
 TEL042-989-2111 内線 1405  
 課長 小島 敏彦  
 担当者職・氏名 主幹・大澤 智子

## 重度心身障がい者医療費の助成対象者を拡大します

重度心身障がい者医療費制度は、障がいのある人の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療機関等を受診した場合の保険診療における医療費の自己負担額について県と市で助成する制度です。

本市では、令和8年度から対象を拡大し、精神障がい者保健福祉手帳2級の所持者のうち、自立支援医療（精神通院医療）に関する自己負担分を補助します。

### 対象拡大の目的

精神科通院の必要性があるにも関わらず受診を控えることがないよう、定期通院等を促進し、再発や重症化を予防します。

### 対象拡大の内容

令和8年4月診療分から、精神障がい者保健福祉手帳2級の交付を受けている者のうち、自立支援医療が適用される精神科通院費の自己負担分が助成金の支給対象となります。

← 医療費総額 →		
医療保険 (7割)	自立支援医療 (2割)	自己負担 (1割)

※入院費、内科・外科受診に係る通院費は助成の対象外となります。

**重度心身障がい者医療費の対象**

### 新たに助成対象となる人

市内に住所があり、社会保険や国民健康保険などの各種医療保険に加入し、次の要件のいずれにも該当する者

- ① 精神障がい者保健福祉手帳2級の所持者
- ② 自立支援医療（精神通院医療）の受給者

※該当者（約300人）には、個別に案内および資格登録申請書を送付しています。

### 予算額（対象拡大に伴う影響額）

約1,800万円（令和8年度当初予算）